

水防訓練の実施

千代田区

千代田区・消防合同水防訓練を実施し、地下鉄浸水防止工法・積土のう工法等の実演を行った。



▲ 地下鉄浸水防止工法の様子



▲ 積土のう工法の様子



▲ はしご車を使用した救出訓練の様子

要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の促進

中央区

○避難確保計画作成促進のため、中央区独自の手引き・ひな型を作成するとともに、区ホームページで公開している。

避難確保計画作成の手引き

Tipsなどを参考にして①～⑭の空欄に必要事項を記入していきましょう！

① 通知文宛名右側などに記載の【対象災害】を確認して記入
※対象災害ごとに計画を2つ以上に分けて作成してかまいません

【**神田川**①**高潮**】を想定した避難確保計画 2024年2月1日作成

本避難確保計画は、水防法第15条の3第1項に基づいて作成し、区に報告するものであり、以下の3点を目的とする。

- 施設利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ること
- 職員や施設利用者向けに防災教育や訓練を行い、対象災害への知識を深めること
- 避難等を通じて計画の課題を抽出し、必要に応じて計画を見直すこと

施設名	ちゅうおう老人ホーム	施設の所在地	中央区麹町一丁目1番1号
施設管理者	管理権限者（代表者）氏名：施設長 中央 太郎	担当者氏名	中央 花子
担当者連絡先	電話番号：03-XXXX-XXXX	メールアドレス	chuo@xxx.xxx.xx

※本計画を作成及び修正した場合は、速報なく区に報告する

② 計画を作成した日付を記入

2024年2月1日

③ 施設の名前、所在地、管理権限者氏名、担当者氏名、担当者連絡先を記入

④ 施設の階数を記入

⑤ 対象災害の浸水想定区域図で浸水深さと浸水継続時間を確認して記入

Tips: 2つ以上の災害（荒川・高潮など）を想定した計画を1つにまとめる場合は、より浸水深の深い・浸水継続時間の長い方を想定してください

⑥ 施設の敷地内を左下【浸水深の色の目安】を見て、災害のイメージを関係者で共有してみましょう

Tips: ハザードマップの地図面を見て、災害のイメージを関係者で共有してみましょう

⑦ 利用者、職員の人数を記入
職員以外の協力者の有無に○必要に応じて夜間の体制を記入

Tips: 避難委員の不足や被災により対応職員が出勤できない事態に備え、周辺に在住の方等から災害時に応援要請可能な協力者を探してみましょう

⑧ 情報収集伝達要員と避難誘導要員の氏名と職責を記入

Tips: 避難委員の不足や被災により対応職員が出勤できない事態に備え、周辺に在住の方等から災害時に応援要請可能な協力者を探してみましょう

⑨ 自施設の対象災害と無関係な項目を削除
（例）
対象災害が
・荒川洪水のみ
→ ①、②を削除
・神田川洪水のみ
→ ①を削除
・高潮のみ
→ ①、②を削除
・荒川洪水と神田川洪水
→ ①を削除
・荒川洪水と高潮
→ ①を削除
・神田川洪水と高潮
→ ①を削除

⑩ 施設のある建物の【2階】へ避難

系列施設又は指定緊急避難場所等【ちゅうおう園】へ避難

近隣の安全な場所【ちゅうおう緑地】へ避難

⑪ 避難場所となるべく複数定めよう

⑫ 避難先

⑬ 避難の流れ

⑭ 体制移行のための情報伝達手段を記入
保護者等への連絡時の文言をあらかじめ決めておく
※必要に応じて修正

⑮ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

⑯ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

⑰ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

⑱ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

⑲ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

⑳ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉑ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉒ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉓ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉔ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉕ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉖ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉗ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉘ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉙ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉚ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉛ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉜ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉝ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉞ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㉟ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊱ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊲ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊳ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊴ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊵ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊶ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊷ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊸ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊹ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊺ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊻ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊼ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊽ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊾ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

㊿ 避難誘導要員は体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了する

中央区

掲載日：2024年7月4日 ページID：2911

要配慮者利用施設の避難確保計画作成について

水防法第15条に基づき中央区地域防災計画に施設名と所在地を記載された施設は、水害時における利用者の避難確保のため、避難確保計画の作成が義務付けられています。

中央区地域防災計画に定める施設一覧

地下街等の名称及び所在地（令和6年7月1日現在）（PDF：123KB）

要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の名称及び所在地（令和6年7月1日現在）（PDF：220KB）

作成の手引き

手引きに記載された記入方法や記入例に従ってひな型の手引きに必要事項を記入してください。

作成した計画の原本は施設で大切に保管し、写しを区に【持参・郵送・メール】のいずれかにより提出してください

- 避難確保計画ひな形（WORD）（ワード：48KB）
- 避難確保計画ひな型（PDF：350KB）
- 避難確保計画作成の手引き（PDF：1,823KB）

避難確保計画作成の手引き

区ホームページ

水害に関する防災意識の高揚および知識の向上

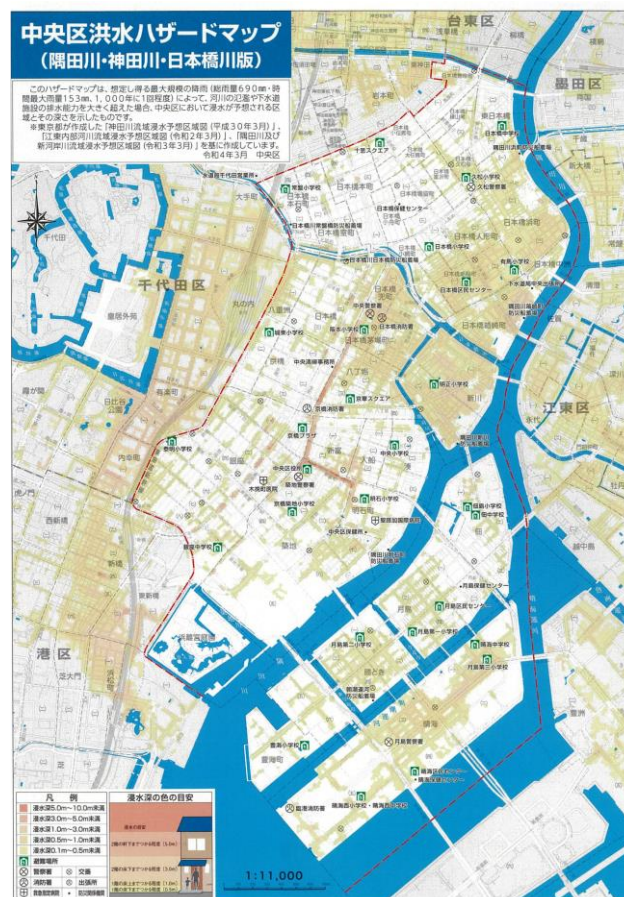
○令和6年度中央区・消防合同水防訓練において「パネル展示」や「土のう作り体験」、「VR体験車」を実施。

パネル展示内容

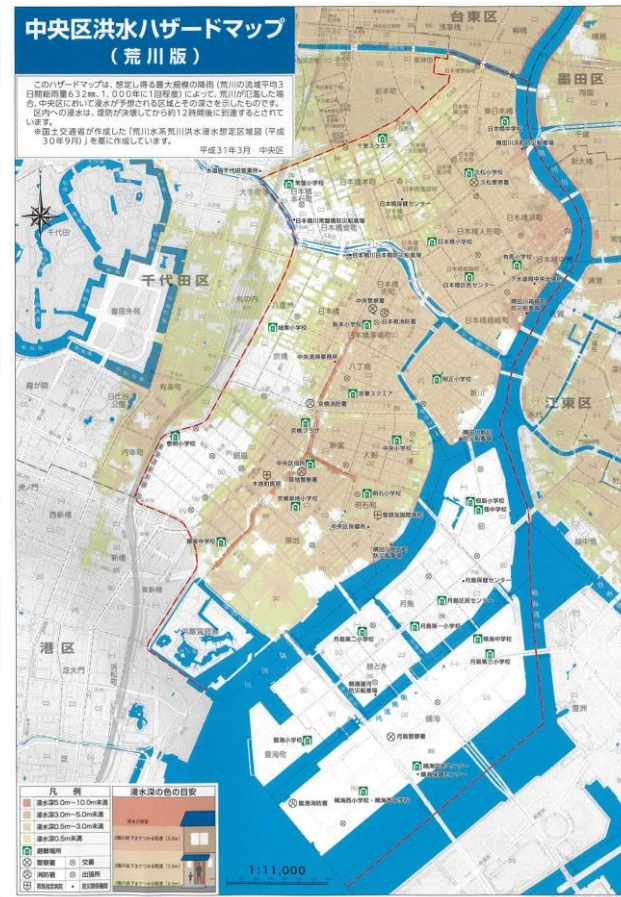
大雨対策リーフレット



洪水ハザードマップ （隅田川・神田川・日本橋川版）

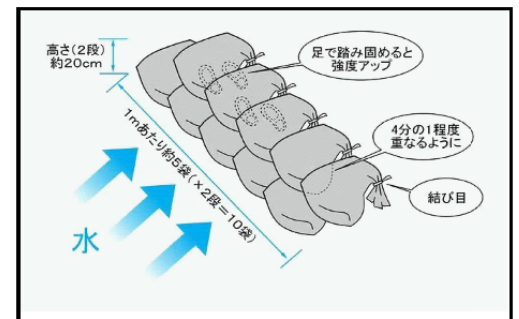


洪水ハザードマップ （荒川版）



土のう作り体験コーナー

土のう作り体験コーナー



【土のうの積み方のポイント】

- ・土のうの重さは一般的に5キロから10キログラム程度です。
- ・結び目は水のない建物側に向けて折り込むようにします。
- ・2段積みをもととし下段と上段が互い違いになるように積み重ねます。
- ・隙間をなくすために土のうを足で踏み固めたり、ブルーシートで包んだりすると効果的です。

水害に関する防災意識の高揚および知識の向上

中央区

○令和6年度中央区・消防合同水防訓練において「パネル展示」や「土のう作り体験」、「VR体験車」を実施。

状況写真

パネル展示



土のう作り体験



VR体験車



港区防災ラジオ(古川水位情報対応)の配布

○平成28年度より、港区防災ラジオの配付事業を実施しており、令和6年8月からは、古川周辺の防災行政無線でのみ放送する古川の水位情報を聞くことができる防災ラジオの配布を開始。
○古川周辺地域にお住いの区民に情報が行き渡るようにする。

港区防災ラジオ
(一般向け 音声のみ)



港区防災ラジオ
(文字表示機能付き)

